

平成27年度第4回

# 逗子市個人情報保護運営審議会

平成28年1月28日（木）

逗子市総務部情報公開課

平成27年度第4回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成28年1月28日(木)

午後2時～

場 所 逗子市役所5階 第8会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第2号 避難行動要支援者支援事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について【防災課】
3. 諮問第3号 自己都合退職者に対する退職理由に関するアンケート調査に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【職員課】
4. 逗子市個人情報保護条例改正及び行政不服審査法改正にかかる規則・規程・要綱・要領等の改正について
5. 特定個人情報等の取扱いに関する管理規程等について(報告)
6. その他

出 席 委 員 (5名)

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	青 木 孝
委 員	安 達 和 志
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員 (0名)

説明のために出席した職員

防 災 課 長	島 貫 宏
---------	-------

防係	災	課長	鈴	木	頼	嗣
防主	災	課事	大	野	宏	子
総務	部	次長	廣	川	忠	幸
職事	員務	課取				

事務局等出席者

情報	公開	課長	矢	島	小百合
情報	公開	課長	内	田	典久
情報	非常	開事	判	治	恵子
情非	勤託	課務員			
嘱					

会議の公開・非公開の別 公開

傍聴者 なし

配付資料

- ・ 第4回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 平成27年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料1】 諮問第2号 避難行動要支援者支援事業に係る個人情報の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略について【防災課】
- ・ 【資料2】 諮問第3号 自己都合退職者に対する退職理由に関するアンケート調査に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【職員課】
- ・ 【資料3】 逗子市個人情報保護条例関係 規則・規程・要綱・要領等 改正表（案）
- ・ 【資料4】 逗子市個人情報保護条例関係 条例、規則等 改正表（行政不服審査法改正にかかる改正関係・案）
- ・ 【資料5】 逗子市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程（確定版）

- ・【資料6】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧
- ・【資料7】池子の森自然公園防犯カメラ設置要領

午後 2時開会

○立川会長 それでは、平成27年度第4回の個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づきまして、半数以上の委員の出席があれば成立いたします。

本日は全員出席でございますので、成立しております。

ではまず、配付資料の確認からお願いいたします。

事務局、よろしくお願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 次に、議題の1に入ります。平成27年度第3回個人情報保護運営審議会議事録の確認についてを議題にします。

では、これも事務局からお願いいたします。

○矢島情報公開課長 先日、校正依頼しました平成27年度第3回議事録ができて上がりましたので、ご確認いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○立川会長 これも既に皆様方に校正をお願いして、済んでおりますので大丈夫だと思いますが、自分が校正をしたところで、もし訂正や修正をされた方は、正しくなされているかどうか確認をお願いいたします。

○安達委員 私だけかもしれませんが、ページが飛んでいるんですけども。

14ページになっている。15ページ、16ページが抜けていて、下にそれがついているのは私だけでしょうか。

(ページチェック)

○立川会長 よろしいですか。それでは、これで議事録は確定いたしました。

あとは、事務局のほうでお願いいたします。

次に、先ほど事務局からもありましたように、議題3を先に行います。

諮問第3号 自己都合退職者に対する退職理由に関するアンケート調査に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略についてを議題といたします。

職員の方には出席をしていただきますので、しばらくお待ちください。

よろしいですか。それでは、自己紹介と内容の説明をお願いいたします。

○**廣川総務部次長職員課長事務取扱** 私、職員課長と総務部次長を兼務しております廣川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、お諮りいたしました案件につきましては、逗子市立保育園の職場環境の改善並びに保育士が近年定着しない状況がございまして、こちらにつきましては、第3回、第4回定例会におきまして、保育園におけるハラスメントがあるというような一般質問、議会からの投げかけに対しまして、そういう中で職場環境が悪化しているところについて、退職者に今まで自己都合退職者でやめられた方がかなりいらっしゃるものですから、その退職者の方に、やめられた原因を確認した上で、きちんと対応すべきではないかというようなところがございます。その問いに対しましてアンケート調査を実施するというような方向性を市として示させていただいたところで、実際に退職された方の個人情報をもとにアンケートを送付することになりますので、その分の是非についてお伺いをしたいと思ひまして、今回の会に諮らせていただいたものでございます。

内容といたしましては、こちらのとおりでございますが、23年度から27年度時点までの自己都合で退職された保育士であった方につきましては、退職に係る人事記録が残っておりまして、そのうちの氏名と住所と電話番号を活用させていただく予定でございます。また、本人の通知につきましては、アンケート対象者については、調査票を送付することによって本人に通知することが予定されていることから、事務の性質上、個別に通知することが現実的ではないということで省略させていただきたいと考えているものでございます。

退職者の調査票の管理につきましては、別添のとおりでございます。

○**立川会長** ありがとうございます。

確認をしますと、今のこの条項そのものはどこにあるんですか。

○**廣川総務部次長職員課長事務取扱** 退職者の履歴表というのがございます。これは人事管理上つくっておりますもので、過去から、採用時から退職までの人事管理上の記録のつづりがございまして、その中に退職時にご本人が住んでいらっしゃる住所等が書かれております。一般的には、退職時に退職手当の、いわゆる申告、税務署の申告等に関し、あるいは年金等の請求等に関して活用させていただいているものであるんですけども、その中の在職していたとき

の住所宛てにご本人様にアンケート調査票を送らせていただくことを想定しているものでございます。

○立川会長 そのデータベース自身は。

○廣川総務部次長職員課長事務取扱 紙で、今。

○立川会長 紙ベースであるんですか。わかりました。

何かご質問はございますか。

○海原委員 アンケートの趣旨なんですけれども、小坪保育園のハラスメントで、菊池議員が質問をされたことでアンケートをやられたと思うのですけれども、逗子市の保育士の対策ということにもお使いになられる。保育士、全国的にもそうですけれども、横浜市もそうですけれども、ということにもお使いになるのでしょうか。

○廣川総務部次長職員課長事務取扱 はい。逗子市の保育園の保育士が当然、退職時に、退職されるときには職員は一般的には定年以外の場合については自己都合なり何なりというところで、退職の願を出すような形になっております。退職の願については、一般的なことしか書かれませんが、そこからは理由を推しはかることはできないということで、そういったところにアプローチさせていただきまして、退職時の理由を確認させていただいて、その中の原因があるのであれば、そこを改善した上で、保育士の定着も図りたいといったところを考えているところでございます。

○立川会長 よろしいですか。

アンケートの内容はこの資料ですね。

○廣川総務部次長職員課長事務取扱 アンケートにつきましては、別添につけさせていただいたところでございます。

基本的には、ご同意いただけない、ご賛同いただけない場合についてはご回答をいただく必要はないということにさせていただいているところでございます。

そして、理由につきましては、確認事項としては、退職の理由と今後の改善策ということで活用させていただきたい旨の内容について、ご本人の意向を聞かせていただくものになっているところでございます。

○立川会長 それで、宛先不明で戻ってきてしまった分についてはどうしますか。

- 廣川総務部次長職員課長事務取扱** 宛所に尋ね当たりませんということで戻ってきたものにつきましては、できる限りお答えいただきたいなという趣旨から、退職時にこちらで把握させていただいておりますご連絡先、電話番号があるものについては、そちらの電話番号にお電話させていただいた上で、趣旨をご説明させていただいて、ご同意いただける場合についてはアンケートを送付させていただくというようなことを考えたいと思っております。
- 立川会長** わかりました。目的そのものは特に問題ないと思うんですが。
- 安達委員** これは記名式ですか。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱** 無記名で今、考えております。
- 安達委員** 無記名ですか。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱** はい。記名も当初は考えていたんですけども、そうすることがいかなものかという節がありまして、最初は、退職年度とかそういうところまでも確認したほうがいいんじゃないかという話もあつたんですが、そうすると人数が限られたものですので、年齢階層であるとか退職年度で絞りますと、個人を特定する恐れがありますので、そこはちょっと考えないものとさせていただいて、あくまでも、意見としてこちらのほうにきちんと出していただきたいという旨で、個人は特定しないように配慮させていただきたいと考えているところでございます。
- 安達委員** この調査票の一番最後の米印がありますね。「回答について補足説明が必要な場合は、直接お話を聞かせていただきます」というのは、この回答に対してではなくて、回答するに当たってということですか。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱** この回答の内容だけだと書き切れないであるとか、もう少し伝えたいことがあるとか、そういったようなことがあれば、相手方からお電話をいただければ、いつでも、こちらではお話を伺いたいという姿勢を持って職場の改善に臨みたいと考えているところでございまして、そういったところを含めて、最後に米印でつけ加えさせていただいたものでございます。
- 安達委員** ちょっとこの表現だと、趣旨がうまく伝わるかどうか。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱** はい。承知しました。
- 立川会長** ほかにございますか。

- 海原委員 このアンケートの集約は、人事のほうでまとめられて、所管課は人事でしょうけれども、市長への答申にとどまるんでしょうか。それともそれ以外に広がるんでしょうか。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱 集計結果ということで、当然、市長にご報告を差し上げるのは一つございまして、あとは人事的な、今後の活用は考えております。
- ただ、議会のほうの要請があつて、資料要求というような形があつた場合については、議会へも提供する可能性はないとは言えないということかと。
- 海原委員 先ほど先生がおっしゃったように、無記名でも構わないとおっしゃっていましたがけれども、もし記名だったら、議会に出した場合は、記名も出てしまうということですか。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱 そうです。また情報公開等があれば、そういったところでは出る可能性はないではないので、そのときには黒塗りにしなければいけないという話になりますので、そういったことも考えた上で、無記名で今やりたいなということを考えております。
- 立川会長 無記名ならば、個人情報漏れることはないでしょうから。
- 安達委員 回答の内容の中に第三者の氏名が入る可能性がありますよね。
- 立川会長 そういうことはあり得るね。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱 そうですね。
- 安達委員 固有名詞が入って。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱 それは考えられます。
- 立川会長 だから、そういうことを周知した後の保管とか処理プロセスとかに十分ご注意ください必要があるということになりますね。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱 はい。承知いたしました。
- 安達委員 あともう1点。目的外利用をする個人情報の内容として、氏名、住所、電話番号ですよね。アンケート自体はその住所に郵送するわけですよね。電話番号は必要なんですか。
- 廣川総務部次長職員課長事務取扱 電話番号につきましては、まずアンケートは退職時のご住所に郵送する予定でございまして、その中で、宛所に尋ね当たりませんという方がいらした場合には、戻ってきた封筒の宛名の方に対して、こち

らのほうで電話番号の登録があれば、その電話番号にお電話させていただきまして、アンケートの実施の内容であるとか、そういったところも含めてご説明の上、アンケートを実施したいということで、説明して、送付、協力をお願いするつもりでございます。

○立川会長 あと、アンケートの内容をまとめるときに、さっき安達委員からも指摘がありましたように、固有名詞、例えばAさんにこういうことをされたとか、言われたとかという実名が入っていたようなときには、まとめるときに十分、個人の特定ができないような工夫をお願いしたいと思います。

○廣川総務部次長職員課長事務取扱 はい。

○安達委員 やや危惧されるのは、退職者が少ないですから、回答の中身だけで個人が特定されてしまう可能性はなきにしもあらず。

○立川会長 対象者は何名ぐらいになるんですか。

○廣川総務部次長職員課長事務取扱 全体で、23年度からということで限定しますと18名という形になりますので、状況によっては、周りの方が見ればわかるような方も回答の内容からは出てくる可能性はあるということがあります。

○立川会長 なるほど。

その辺は十分、配慮をお願いいたします。

○廣川総務部次長職員課長事務取扱 はい。

○立川会長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、今のことを条件に、この諮問は適当と認めますので、答申書は事務局のほうから正式に後ほどお届けします。

○廣川総務部次長職員課長事務取扱 ありがとうございます。

○立川会長 それでは、議題の2へ移ります。

諮問第2号 避難行動要支援者支援事業に係る個人情報 の本人外収集、目的外利用・提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

では、防災課の方、自己紹介と内容説明をお願いいたします。

○島貫防災課長 防災課の島貫と申します。よろしく申し上げます。

○鈴木防災課係長 同じく防災課、鈴木と申します。よろしく申し上げます。

○大野防災課主事 防災課の大野と申します。よろしく申し上げます。

○島貫防災課長 それでは、諮問書に沿いまして説明させていただきます。

まず、お手元の配付資料ですが、諮問書と、それに添付する資料として、こちらのフローチャートのほうを合わせてご覧になりながら、説明をさせていただければというふうに考えております。

配付資料、避難行動要支援者の計画、あと避難行動要支援者の定義、災害対策基本法の抜粋です。こちらのフローのほうは、逗子市避難行動要支援者避難支援計画による支援体制。参考といたしまして、現在の逗子市災害要援護者支援制度による支援体制、あと避難行動要支援者のシステム概要図という形でつけております。

その中でも特にこちらの逗子市避難行動要支援者避難支援計画による支援体制を一緒にご覧になりながら、説明をさせていただきたいと思います。

諮問書のほうに戻らせていただきます。

まず事業概要でございます。災害時に自ら避難することが困難な方で、特に支援を要する方。これを避難行動要支援者と申します。こちらの方々の避難対策が非常に重要な課題となっております。本市では平成19年度に逗子市災害時要援護者支援制度及び同要綱を策定し、その対策を実施してまいりました。

平成25年6月に災害対策基本法の改正によりまして、避難行動要支援者の名簿の作成が義務づけられ、また名簿作成に際しまして必要な個人情報の利用ができること、本人からの同意を得て平常時から避難支援の関係者に名簿情報の提供はできること、また災害が発生しまして、またはその恐れが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず避難支援の関係者に名簿情報が提供できるということが定められました。

このような背景によりまして、平成26年3月、新たに私どもは逗子市避難行動要支援者避難支援計画というものを策定いたしまして、これから避難支援の対策を実施していきたいと考えております。

この事業を進めるに当たりまして、幾つかのポイントにおきまして、個人情報取り扱いについて判断が求められるところがありますので、今回、諮問させていただくところでございます。

事業の流れを説明する中で、今回の諮問の部分に触れさせていただきたいと思います。こちらのフローのほうも一緒に見ていただくとわかりやすいかなと思うんですが、まず、避難行動要支援者の名簿の作成というものを一つ考えて

おります。こちらの名簿情報につきましては、まず、逗子市が定めた避難行動要支援者の基準というものがございます。この基準に基づきまして、市内の各所管課、主に福祉関係の所管課になりますが、さまざまな台帳によりデータを持っております。このデータの中から、対象となる方のリストアップをいたしまして、大もとの避難行動要支援者名簿を作成することとなります。

こちらには、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、言ってみればこれは介護度ですとか身障の障がいの程度、そういったものと、あと、私どもで持っている自主防災組織の名簿から、どこの自主防災組織に属しているかというところのデータ等を、これを抽出いたしまして、1つの名簿を作成いたします。

この名簿をつくるに当たりまして、他課のデータの目的外利用が生じますので、個人情報保護条例第10条第1項第4号の目的外利用、あと同条第2項、本人通知の省略という部分も諮問の1つと考えております。

つくりました名簿を、今度はそれぞれの方々に、地域の方にあなたの情報を出していいですかという同意の確認を行政でしたいと考えております。

同意確認がとれたものを、また同意者の名簿として新たな名簿をつくります。まず市内のデータで名簿を1つつくり、対象者に同意確認をして、地域に出していかどうかの確認をしまして、同意を得たものの同意者名簿を次につくるというふうに考えております。

次に、この名簿をどのように支援に活用するかということなんですが、資料のほうは2つ、「2 平常時からの支援」、「3 災害発生時の支援」と書かれたところがあるかと思うんですが、まず平常時からの支援ということにつきましては、先ほどの同意を得た方々の名簿をさまざまな機関に提供いたします。提供先はそちらにもありますとおり、自主防災組織と消防本部や社会福祉協議会、地域包括支援センター等々、こういったところに提供する予定でございます。

こちらの提供につきましては、本人同意というところで、私どもとすれば個人情報保護条例第10条第1項第2号の目的外利用でございますが、本人の同意を得たものとして考えております。その是非についても今回お伺いしたいというふうに考えております。

次に、そのような形で提供された名簿に基づきまして、自主防災組織の方々が個別支援プランというものを対象の方との聞き取りの中で作成することを想定しております。こちらにつきましては、避難行動要支援者計画、お配りしております計画の、支援計画の中の14ページ、15ページ。この「個別支援プラン」を地域の方々が、自主防災組織の方々が、対象の方のところに面談をいたしまして、必要事項を記載していく。で、こちらの記載したものをもとに、ご本人と自主防の方、それとこちらに、15ページのほうにございます避難支援者の方、それとあと行政のほうでこれを情報として共有いたしまして、有事の際にはこれを利用して避難の手助けをするということを考えております。

この中で、特に今回、避難支援者の方々の住所なり連絡先等、情報を入手するということにつきまして、個人情報保護条例第8条第3項第6号の本人からの情報収集に当たるのではないかと。また、ここが本人通知の省略というものも想定に入れながら、今回、その是非について諮問するということとさせていただきます。

次に、災害発生時の支援というところで、市は、一番初めにつくりました避難行動要支援者の名簿、これをもし仮に災害が起こった場合には、さまざまな方が避難される地区防災拠点ですとか避難所、そういったところにさまざまな方が避難するんですけれども、そちらの防災拠点の統括者に提供いたしまして、そちらが避難されている方とこちらの名簿と突合して、まだ消息が不明な方につきましては、現地の活動員ですとか消防本部ですとか社会福祉協議会ですとか自主防災組織等にそういった情報を渡しまして、安否確認をするというような扱い方を考えております。

こちらにつきましては、個人情報保護条例第10条第1項第3号の緊急時の際の情報提供というところで、考えております。また、本人通知の省略、ここについては難しいような状況というふうに考えていますので、本人通知の省略というところで諮問という形を考えています。

大きな事務の流れと諮問のポイントについては以上のとおりでございます。この第8条関係、あと第10条関係の私どもの考え方が妥当なのかどうか、その辺を審議いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○立川会長 ありがとうございます。

何かご質問はございますでしょうか。

個人情報のこの確認作業のときに、本人に確認をして同意をいただくということですね。

○島貫防災課長 はい。

○立川会長 本人の確認が不可能なような、例えば認知症の方というような形の場合はどうされますか。

○島貫防災課長 大きなもとの名簿から本人……

○立川会長 そこで最初のフローチャートの名簿作成の1があつて、それから同意確認に移りますね。そのプロセスで、ご本人にその能力がない場合、どうやって。

○島貫防災課長 こちらの制度そのものは逗子市として進めるべき制度として、広報なりさまざまな機関なりに情報を提供して進めていきたいというふうを考えています。

その中で、例えばヘルパーですとか関係機関として携わるような方々を通じまして、こういった制度の情報提供をしていただいて、そういった方々の協力を得ながら、そういった方々にもなるべく同意を得るようなところをお願いできればというふうには考えております。

あと、ご本人、同意の書式につきましては、先ほどの計画の中の13ページに一応、同意書を私どものほう、考えておりまして、この中で本人が難しい場合には代筆という形で、ご本人の意思を確認した上でのものというのも考えてはおります。

○立川会長 不在でも可能ということですよ。

○島貫防災課長 はい。

○立川会長 具体的には、各地域の自治会みたいなどころから拝借するのですか。

○島貫防災課長 そうですね。今、私どもといたしましては、国の災害対策基本法の改正に伴って、事務の進め方というベーシックなマニュアルがおりてくる中では、自主防災組織等の協力を得てやるというふうに位置づけられていたもので、それをベースに事務を進めているところではございます。

ただ、なかなか地域性もございますので、自主防災組織ばかりではなく、地

域の自治会であったり、あと今、福祉部局のほうでふれあいサポーターというふだんから声かけをしましょうという制度を実践しておりまして、そういったチームと自主防との連携をとりながら進めていければというふうに今、調整を図っているところでございます。

○立川会長 その方たちは、ふだんから同意された方の名簿をお持ちになっているということですか。

○島貫防災課長 はい。今、さまざまな自主防さん、自治会さんとヒアリングをしているような状況なんですけど、やはり今現在、私どもは手挙げ方式と言いまして、平成19年度にスタートいたしました、自己申告による名簿をつくって、それを地域の方に渡している状況はございます。ただ、地域のそういった活動をされている方のお話の中では、そういった方々よりもっとたくさん、地域にはそういった手を必要な方がいるんですよ。

ですので、そういった地域活動が盛んなところ、充実しているところにつきましても、私どもの把握しているものよりも、もっともっとそういった方々の把握が進んでいるような状況はございます。

○立川会長 いかがでしょうか。

ご質問ありますか。

○海原委員 防災課に関しては全然心配はしていないんですが、おっしゃられた地域自治会とか、防災関連団体の指揮に関しましては、防災課と覚書みたいなものを結んでやっておかないとちょっと危険かなというような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○島貫防災課長 今現在、その計画の中でそこまで触れているところはないんですけども、今後、早くて来年度の1月ごろから名簿作成に取りかかって、それが早くできればというふうに考えておりますので、その中では、その個人情報取り扱いについて提供する自主防災組織なり一部団体との何か必要なやりとりというのは、他市の参考事例が今ありますので、そういったものを参考にさせていただきながら、整えたいと考えます。

○海原委員 こういう個人情報は、逗子は特に高齢化で、本当に避難を要する人というのは、3,000人ですか、書いてあるのよりもっとはるかに多いと思うんですが、例えば、披露山を10分で登れと言ったって、登れる人はほとんどいな

いですよね。ですから、3,000人は多分、いかないと思うんですけども、個人別にヒアリングをしてプランをつくるというんですけども、つくるところまでやって、メンテナンスはどういうタイミングでやるんですか。かなり大変だと思う。日々変わっていくと思うんですが。

○島貴防災課長 行政情報のデータにつきましては、今、予算を立てているところですけども、システムを導入して随時入れ替えができるようなことを考えているのですが、そういった情報を地域の方におろすとなると、それを日々おろすのは実際的にはちょっと難しいかな。

ですので、地域の方に情報をおろすのは、今想定しているのは年に1回。それであと、逆に私どもの情報というよりも、地域の方がやはりそういった方々の動向というのを把握されるんでしょうから、その報告については随時受け付けるような形で整えていけばというふうに考えています。

○立川会長 何かございますか。

○篠崎委員 高齢者の場合は、要介護3で、かつひとり暮らしは、かなり厳しいなど。外国人は日本語の理解が十分じゃない、外国籍の人、別にひとり暮らしじゃなくても対象になるのに、高齢者にはちょっと厳しいかなという気がするんですけども。

○島貴防災課長 こちらの基準を想定するに当たりまして、介護保険課、その他福祉部の担当も含めた形で2年ほど協議し、また地域の懇話会等もつくりまして、最終的にはこの形に落ちつきました。ただ、実際に、ご指摘のとおり、例えばお二人とも高齢で、実際には介護保険を必要とするような方なのに、ご本人たちがそれを拒んで、私たちがやっていますからいいですという方も実際にはいらっしゃると思うんです。

そういった方々は、こちらの私どものリストから拾うというよりも、地域の方々にぜひ取り入れて、把握していただきたいというところで、先ほどの市が定めた条件の基準の中の10番、地域が災害発生時に支援が必要と認められた方ということで、拾っていききたいなというふうに考えております。

また、さまざまな状況の中で、そういった介護の必要な方、高齢の方というのは、恐らくそういった何らかの、ヘルパーなり何なりというところで行政の手が入っていることは可能性としてありますので、こちらの基準に、11番です

ね、基準①から⑨に準じる方で自ら支援をというところで、そういったヘルパー等の方々が、あなたはぜひこういったことに申し込んだほうが良いということで制度の説明をしていただいて、みずから行っていただくところには、そういった方々を入れることはあるというふうに考えております。

○海原委員 今の補足すると、ヘルパーさんでなくて、一応元気なんですけれども、たしか桜山に逃げたとか、披露山に逃げた、たかだか30メートル登れと言っても、高齢者の方では多分たどり着けない。その間に例えば津波が来たら死んでしまうということをおっしゃりたいんじゃないかなという気がするんですが。

○篠崎委員 そうですね。基準が厳しいかなと一番最初に思ったので。

○海原委員 あと、私からなんですけれども、いろいろなこういうプランをつくって、それぞれの団体が動くわけなんですけれども、センター組織としての防災課ということでよろしいのでしょうか。各々で動くのと全く混乱の極みに入ってしまうような気がするんですけれども。

○島貫防災課長 全体として、今の時点で計画を進めて、全体としてコーディネートしているのは防災課になりますが、実際の災害時につきましては、防災課はこれの部分での事務というのは難しいというふうに考えていますので、そのときは、福祉部の社会福祉課というところが福祉の庶務担当課なんですけれども、そこが災害時にはコントロールタワーになって、避難行動要支援者等の把握を進めるという形を、今、地域防災計画上もとっております。

○立川会長 あと、さっきのお話だと、メンテナンスはその都度リアルタイムでできるというようなことをお聞きしましたけれども、それを各関係機関に配るのは年1回ですか。ちょっと何かもったいないような気がするので、リアルタイムに見られるタブレットだとかスマホから、利用者も必要などきに見られるような仕掛けというのはできるような気がするのと、これから特に外部から応援に来られて捜査に当たってくれるような方たちというのは、住所だけではなかなかわからないと思うので、GPSでここだよというのをタブレットなんかで把握できれば、即そこへ突っ込んでいってくれるように思えるんですけれども、その辺の検討、もっとレベルの高いシステムか何かがないかなと思うんですが。

○島貫防災課長 平常時と災害時に分けて考える中で、平常時に、私どももデータとすれば、システムとリンクさせるようなことを今考えていますので、恐らく随時で元データが変わってくるかと思えます。平常時にやはりそのデータを地域の方におろすときに、私どもの今の想定では年1回というふうに申しましたけれども、1回が妥当なのか、2回が妥当なのか、3カ月に1回が妥当なのかというのは、ちょっとまた議論は出てくるかなと思っているんです。

ただ、平常時だとやはり余り頻繁に出すのも、もらう先方のほうもなかなか難しいかなというところは、ちょっと感じているところです。

○立川会長 必要性がないかもしれないですね。

○島貫防災課長 災害時につきましては、日々最新のデータになっているはずなので、災害が起こったときに最新のデータをそこで出して活動できるかなというふうに考えています。

あと、地図情報等の話というところでも、今回のシステムの中には地図情報とリンクするようなことも。

○立川会長 入っている。

○島貫防災課長 はい、検討の中に入れております。そちらのほうもできる範囲でやっていきたいなと思えます。

○立川会長 ほかにどなたか。

○安達委員 自主防災組織と自主防災組織等とは違うものなんですか。

○島貫防災課長 自主防災組織は、防災課所管で自主防災組織というものの届け出を出している団体の方々なんです。「等」と入れたのは、地域活動をされている団体で、一番わかりやすいのが町内会、自治会等があります。自治会の中の一部の構成が自主防災組織なところもありますし、地域活動というものは自治会しかないところもあるんです。

それで、こちらの、国からの法改正に伴って、解説等の中では、自主防災組織等、自主防災組織をメインとした地域活動をしている団体でこれを進めていこうというのがございましたので、私どもとすれば、防災課へ登録している自主防災組織と、あと、自治会、それと先ほど申しましたけれども、地域で福祉部からの事業委託の中で、向こう三軒両隣で声をかけるグループをつくっていこうという、そういった社会福祉協議会を中心とした活動がありますので、そ

ういった活動団体を踏まえて「等」という言い方をさせていただいております。

○安達委員 そうしますと、防災課で作成されている自主防災組織名簿というのは、これは「等」は入らない。

○島貫防災課長 はい。入りません。

○安達委員 それは、必ずしも自治会、町内会とは違うものですか。

○島貫防災課長 違います。

○安達委員 その自主防災組織の名簿には、その組織に所属している個人の氏名、住所等が入っているということですか。

○島貫防災課長 そうです。

○安達委員 それがあるとして、「等」の部分についての所属している個人、町内会とか自治会等の組織に加入している人の情報も収集するということですか。

○島貫防災課長 こちらの、今回の中ではそこには触れていないです。

○安達委員 そこは考えていないということですか。

○島貫防災課長 今のところ考えておりません。目的外として活用することは考えていないです。

○安達委員 書いてある文章の中に「自主防災組織」と書いてあるところと「等」が入っているところと両方がありますね。ちょっと混在している感じがしまして、その別添の資料一覧表のほうですと、2ページ目の(2)の同意者名簿の作成というところからは自主防災組織「等」と、いわゆる提供先が入っていますね。その下の支援体制のほうになると、個別支援プランの原本を保管するのは、これは自主防災組織。ここには「等」は入っていない。それから、3ページ目の(2)災害発生時の支援のほうでは、自主防災組織「等」になっていますね。それから、同じ3ページ目の8条関係のところでは、自主防災組織「等」から連絡先を収集するとなっている。

このあたりは精査されているんですか。

○島貫防災課長 情報の提供を受ける部分とすれば、例えば、自治会の情報というのは市民協働課が持っております。そのほうの部分を利用して進めるということは想定がありませんでした。

地域の方々に、支援をされているグループが必ずしも自主防災組織だけではないということがありますので、そこは自治会が入ってきたり、先ほどのサポ

ーターグループが入ってきたりということが想定にありますので、そこは「等」という書き方をしたつもりであります。

その辺、文的には整理がもしかしたらできていないのかもしれない。

○安達委員 そこは意識的に整理されたほうがいいかなというふうに思いました。

○島貫防災課長 はい。

○立川会長 ほかに。

○海原委員 私も余り理解が進んでいないんですけれども、自主防災組織というのは、多分、自治会のことをおっしゃられていると思うんですけれども、平井市長が住んでいる新宿地区でも当時の自治会の運営者が400万ぐらい使い込んだということ、割合、加入率が50%ぐらいだったかなというおぼろげな記憶があるんですけれども、そうすると、名簿のアンマッチとか漏れとかが出てくるような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○島貫防災課長 自主防災組織、自治会名簿、今ご指摘があったように、確かに、組織率が市内全域で見ましても、100%ではございませんので、地域に住まわれている方が、こういった手を必要とする方が、必ずしも自主防なり自治会なりに加入していないということも、想定の中ではあります。

ですので、今も手挙げ式の名簿もそうなんです、基本的には組織に入っているか、入っていないかの確認の中で、入っている方だけ自主防災組織には、加入者だけの名簿を渡している状況です。それじゃない方を薄く、と言いますか、そういった人たちにつきましては、別途検討してからというふうに考えています。

○海原委員 そこはよろしくをお願いします。

○篠崎委員 この支援計画のこの趣旨、避難行動の2ページの一番上を見ると、「自主防災組織及び自治体、町内会、マンション管理組合のうち、災害時において自主防災組織の役割を担う団体」、これが以下自主防災組織等ということで、一番最初の自主防災組織とは何だろう、それが何かはつきりしないような気がするんですよ。「等」がつかないもの。

○島貫防災課長 自主防災組織は、私ども防災課のほうに、自主防災組織としての設立を届け出た団体を自主防災組織というふうに定義しております。

○篠崎委員 わかりました。

○立川会長 ほかに何かございますか。

○安達委員 避難支援者に関してなんですけれども、この別添の一覧表ですと、2ページ目の下のほうに、個別支援プランの情報の中身として、避難支援者の住所、氏名、電話番号というのが挙がっていますね。これは、個別支援プランを作成する際に、避難支援者、協力者を探して、これをプランの中に氏名、住所等を記入するということだと思えるんですけれども、これに関しては、今回の収集する個人情報の中には入っているのか、入っていないのかということなんですけれども。

3枚目のほうですと、対象となる個人としては、避難行動要支援者。要支援者の個人情報の収集は入っているんですけれども、避難支援者の個人情報の収集も書かなければいけないと思うんですけれども。

○島貫防災課長 そうですね、本人の同意を得て、こちらの記載をするということの前提での収集ということになるかと思えます。

○安達委員 これは、本人の同意はどこかで。

○島貫防災課長 ご本人から同意をとることを前提としております。

○安達委員 それは、この支援プランの中にはそういう、本人の同意という記載はないですね。

○島貫防災課長 避難支援者でございますよね。

○安達委員 はい。この個別支援プラン自体は、自主防災組織等が作成するわけ。

○島貫防災課長 はい、そうです。その支援、ご本人。それで、私どもの想定では、避難支援者の方も踏まえて一緒にプランを作成する想定で考えています。要はご近所の、実際に隣に住んでいる人とか、方に一緒に入ってもらって、ご本人の、結構こちらは重たい役割になるものですから、当然のごとく、本人の同意の中で記載しているということを想定しております。

○安達委員 これは、したがって自主防災組織等がこの支援プランを作成する際に避難支援者の同意を得ているということが前提なんですか。

○島貫防災課長 そうです。

○安達委員 この情報の提供は、市の関係所管課のほうにもこの情報はいきますよということとは。

○島貫防災課長 そうですね、こちらの計画に基づいて進めていくものですから。

○安達委員 それはどこかで確認できるような、本人同意があるということを確認できるようなチェックリストみたいなものがあるんですか。

○島貫防災課長 今のところではないです。

○安達委員 これ、本人から直接収集している場合はいいんですよね。

○島貫防災課長 そうです。ご本人が同意しているかどうかというところのチェックリストということですね。それは今、そういったチェックリストは設けていないです。

大前提でこちらに記載するのは本人同意ということが頭にあったものですから、そこまでつくっておりません。

○安達委員 緊急連絡先については書いてありますけれども。

○島貫防災課長 はい。緊急連絡先については、やはり遠くに住んでいるご親戚とかお子様とかという想定がありますものですから、そちらのところには、恐らくこちらに誰それというのは避難支援者当人が、俺の息子をここに書いてくれ、書きますというところで書かれていることを想定しましたので、本人からの収集ではないというところで今回議題として上げさせていただいているものです。

○安達委員 その限りでは、要支援者の方、避難支援者の場合と同じように緊急連絡先も恐らく本人の同意を得ているだろうという前提なわけですか。

○島貫防災課長 そうです。避難支援者のほうは。

○安達委員 とすると、扱いとしては、緊急連絡先のご本人と避難支援者と両方がやはり本人同意があるということがきちんと確認していく必要があるんじゃないかということです。

○島貫防災課長 なるほど。

○立川会長 ほかによろしいですか。

○海原委員 10ページの「福祉避難所・医療機関等への移送」ということで、これは本人同意のもとで多分書かれると思うんですけども、多分、移送するパニックの状態になっているときに、多分、逗子市内には、二次救急、三次救急病院というのは多分ないと思うんですが、多分、市外になってしまうと思うんですけども、そういうところとの情報のやりとりというのはどういう形になるんでしょうか。

- 島貫防災課長 今、横須賀の市民病院と藤沢の市民病院、緊急病院ということで、何かあったときにはそちらに搬送するような段取りが。
- 海原委員 それは、本人が、例えば南共済に人工透析で通っているとか、そういうのは情報収集をしない、本人申告があってもしないということですか。
- 島貫防災課長 状況によるのかなというふうに思うんですけども。
- 海原委員 そのときに判断するということですか。
- 島貫防災課長 はい。
- 海原委員 本人の同意があれば、自分がここの二次救急に行きたいとか、行っているというのは、各委員のご判断によりますけれども、本人が同意されれば、そうしたほうが安全性は高いかなという気がするんですけども。その場で考えると、多分皆さん、パニックになっているから、多分、最適な病院でないところに行ってしまうかなという気がするんですけども。
- 島貫防災課長 やはり、そこはご本人がどうされたいのかというのを情報として把握するのが必要かなというところで、ご本人からうまく伝わらないということであれば、ふだんからそういったものを何かしらペーパー的なものを持って、そのときに役立てていくのがベターかな。そういった意味では、先ほどの個別支援プランの中では配慮したい、災害時に配慮しなければならない事項等を記載するところがございますので、そういった中に何かそういったものも情報としてご自分で入れていただければ、そういったものがありますということにはなっております。
- 安達委員 名簿の提供先の問題なんですが、この別添の一覧表で言いますと、4ページ目の下のほうに第10条関係②というところの真ん中の「利用または提供先」というのがあります。平常時についてはこれこれと。災害時はこれこれというのがあります。
- 特に提供先については、平常時のほうがたくさんあって、災害時は提供先については社会福祉協議会等、自主防災組織等だけになっているんですけども、一般的に考えると逆かなというふうに。むしろ、災害時のほうがあちらこちらに提供するのではないかというふうに思えるんですけども、これは違うんですか。
- 島貫防災課長 災害時を想定いたしましたので、状況的には非常に災害避難所、

あと、地区防災拠点に集中しているような状況を考える中で、このような記載になったんです。ですから、ここを中心に必要なところには提供する措置があります、ここに提供するというふうに考えました。

○安達委員 これは警察とか民生委員とかには、災害時には提供しないということなんでしょか。ちょっと不思議に思ったものですから。

○島貫防災課長 すみません。もしかしたら、ここに書き加えたほうがいいのかなという気も私もするんですけども。

○安達委員 この文の記載と前の説明とが一致しているかどうかまで確認したいんですけども、これは別添の一覧表の2ページ目の下のほうの算用数字2の「支援体制」。(1)平常時からの支援というところでは、この同意者名簿の提供先については、自主防災組織等だけが入っております。それで、先ほどの第10条関係②のところでは、提供先が自主防災組織等だけではなくて、警察、民生委員以下、いろいろと挙がっている。これは説明と一致していないんじゃないかという気がしますけど、ここは合わせる必要があるんじゃないか。

○島貫防災課長 こちら、意図としては、4ページの提供先を考えております。ですから、2ページの自主防災組織等の意味合いは、申しわけありません、その第10条関係②というところで記載されているものを考えております。

○安達委員 そうすると、その同意者名簿については、自主防災組織等だけではなくて、もう少し広く提供するということですか。

○島貫防災課長 そうです。

○安達委員 原本については、この作成された個別支援プランについては、自主防災組織が原本を保管するということになるということですね。ここは「等」が入らないのかどうかというのは、さっきも伺った点ですけども。

○島貫防災課長 こちらは計画のほうの2ページでありました自主防災組織を活動する団体ということで、自治会ですとかマンション管理組合ですとか、そういったものを想定しております。

○安達委員 じゃあ「等」は入るんですか。

○島貫防災課長 はい。申しわけございません、ここ「等」が入って、そこでその団体を想定したものです。

○安達委員 言葉の問題ですけども、「原本を保管し」はいいんですけども、

その後「市、避難行動要支援者本人及び避難支援者が保管する」という、後者のほうは、原本じゃなくて写しということですか。

○島貫防災課長　そうです。

○安達委員　それ、「写し」というふうに書いておいたほうがいいですね。

○島貫防災課長　はい。

○安達委員　もう1点、別件ですけれども、同じく別添の一覧表のほうの3ページ、下のほうの「8条関係」で、本人通知を省略する理由のところなんですけど、要支援者たちの緊急連絡先を収集するという場合に、これを本人に個別に通知しない理由として、これについては「全て個別に通知すると行政事務の非効率化と煩雑さが増し、緊急連絡先本人も無用のわずらわしさを感じるため」という、こういう表記なんですけれども、行政事務の非効率化、煩雑さを増すということが、理由として挙がるというのはちょっと違和感があるので。

それから、緊急連絡先を本人に通知すると無用なわずらわしさを感じるためというのは、感じるかどうかは向こうの問題、先方の問題ですので、こちらで感じるに違いないというふうに決めるつける表現というよりは、もう少し「感じる」とか「考えられる」とか、こちらとしてはそういうことを慮って、あえて通知するまでもないというような文章にしたほうがいいかなと思うんですけども。

○島貫防災課長　この部分は、非常に議論もあったところでございまして、自主防災組織等の方々が面談をする中で、緊急連絡先を取得する。それを受けて、行政がそちらに、例えば確認するようだということ、仮に私どもがいきなりそういう話をするのもおかしな話であること、やはりその当事者の方から連絡していただくのが一番ベターではないかというところで、そういった仕組みを考えたいほうがいいんじゃないのかというのは、議論にはありましたけれども、結果、なかなか私どものほうでの通知、本人への確認の通知でもちょっと難しいのではないかという結論に至って、このような記載になってございます。

○安達委員　この事務の非効率化、煩雑さというのは理由にならないかと。非効率化が本当に必要であれば入れるべきだとは。そこまでは要らないだろうという判断ですよ。

○島貫防災課長　はい。

○安達委員　しかも、要支援者本人が緊急連絡先に同意を得て入れるという前提だということがしっかり踏まえられていれば、あえてそれ以上に本人に確認するという事までは、制度上必要ないんじゃないか、そういう趣旨ですよ。

○島貫防災課長　そうです。

○立川会長　ほかにどなたか。

それでは、よろしいでしょうか。

今の答えを整理していただいて、これは適正であるというふうに取り決めたいと思います。それでよいでしょうか。

それでは、これで確定をいたしましたので、答申書はまた後日、事務局のほうからお渡ししますので、しばらくお待ちください。

ご苦労さまでした。

○島貫防災課長　ありがとうございました。

○立川会長　では、続いて議題の4、逗子市個人情報保護条例改正及び行政不服審査法改正にかかる規則・規程・要綱・要領等の改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○矢島情報公開課長　それでは、お手元の資料3、逗子市個人情報保護条例関係規則・規程・要綱・要領等改正（案）と、資料4の個人情報保護条例関係条例、規則等改正（案）（行政不服審査法改正にかかる改正関係）をご覧ください。

まず、資料3の逗子市個人情報保護条例関係規則・規程・要綱要領等改正（案）をもとにご説明させていただきます。

こちらは、番号法に係る逗子市個人情報保護条例関係規則・規程・要綱・要領等で改正する部分を一覧にしております。タイトルが「（案）」となっておりますけれども、案の部分は2枚目の裏になります。裏面の個人情報取扱事務委託基準のみ案で、その他は確定済みでございます。

前回の会議から変更・追加となった部分をご説明させていただきます。

網掛けになっている部分となります。そちらが変更・追加となっております。

最初のページになりますが、逗子市個人情報保護条例施行規則の第1号様式第2号様式、第8号様式、第9号様式、第10号様式について、様式を改正しましたのでご報告させていただきます。

第1号様式は、ハンドブックの21ページの個人情報事務登録簿ですが、そちらの基本的事項の欄に個人番号が追加となりました。

次に、2号様式。ハンドブック22ページになりますが、自己情報の開示請求書の注の欄に、5、本人の委任による代理人による請求ができるのは特定個人情報に係る自己情報の開示請求に関する場合のみとなります。本人の委任による代理人が請求する場合には、3の書類のほか、本人の自署による委任状（印鑑登録印を押印したもの）及び本人の印鑑登録証明書の提出が必要です。が、追加となりました。

ハンドブック29ページの8号様式、自己情報の訂正請求書、ハンドブック30ページの9号様式、自己情報の利用または提供の中止請求書、ハンドブック31ページの10号様式、自己情報の削除請求書につきましても、2号様式と同様の文面の追加となり、それぞれ開示請求の部分が訂正請求、中止請求、削除請求という表現になります。

次に、改正一覧表の2枚目の表面をごらんください。要領等になっておりますが、開示訂正中止及び削除の請求における請求者等の本人確認の手続要領についてご報告させていただきます。網掛けの部分に変更のあったところです。

ハンドブック181ページの新設される「7 本人の委任による代理人の確認」（1）中「以下に掲げる」の後の文言が、「書類（発行から3月以内のもの）を提出させるものとする。」は、前回までの案では、「資格を有することを証明する書類アを提出させ、あわせて書類イの写しをとるものとする。ただし、資格を有することを証明する書類は、発行から3月以内のものに限る。」という表現になっておりましたが、わかりやすく整理させていただきました。また、網掛けとなっておりますアの文言を整理しまして、表記のとおりといたしました。

その下の、「・当該請求を代理人に委任している旨の記載」となっているところは、以前は、「・当該請求を代理人が行うことに同意している旨の記載」という案でしたが、同意ではないため修正させていただきました。

それから、「イ 本人の印鑑登録証明書」は、前は、「イ 委任者本人の印鑑証明書」となっていたため、こちらも修正させていただきました。

それから、横版の一覧表の裏面に移りますけれども、182ページから183ペー

ジは別紙参照ということで、別紙の縦型の「開示、訂正、中止及び削除の請求における請求者等の本人確認の手続要領別表」をご覧ください。

変更点は、やはり網掛けの部分なのですが、「Ⅰ 写真つき書類1点の提示で本人確認が可能なもの」のところの(6)の宅地建物取引士証。これは「士」が抜けていたので、加えました。

それから、6、7、8、9、10が加わりましたが、7は表現は変わっていませんが、網掛けの部分がそれぞれ変わりました。

それから、次のページの「Ⅱ Ⅰの書類がない場合は次の2点」のイの欄の網掛けの部分になります。こちら、精神障害者保健福祉手帳、写真がないものと、「行政手続における特定の個人を」というふうに書いてある住民基本台帳の記載になります。

それから、横の一覧表に戻りますが、横の一覧表の次の段の自己情報開示に係る第三者情報の取扱い要領ということで、これは検討中になっておりますが、前回もご報告させていただきましたが、こちらは番号法に係る条例改正とは直接関係ありませんので、見直しの中で検証が必要と思われまして、現在も検討中となっております。

それから、その下の段の網掛けの部分、個人情報取扱事務委託基準につきましては、ハンドブック194ページから199ページになりますが、195ページの契約上の措置例から、下の特記仕様書、ひな形になりますが、特定個人情報を含む形での個人情報の取り扱いに関する特記仕様書の案を作成しましたので、お示しします。こちら、ハンドブック194ページから199ページなのですが、こちらにつきましては、従来の特記仕様書とは別に作成しておりまして、194ページと195ページの前半と、196ページから199ページの説明欄につきましては、現在、十分な検討ができていないため、次回の会議までに整理してお示したいと考えております。

それから、横の表に戻りまして、【新】逗子市特定個人情報保護評価実施要領につきましては、平成27年10月5日付で制定済みですが、特定個人情報保護委員会が改組しまして、個人情報保護委員会が設置されましたので、評価要領の中に示されています特定個人情報保護委員会を、個人情報保護委員会に改正するものです。

それから、下の段に移りまして、【新】逗子市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程につきましては、平成27年12月28日付で制定済みです。前回ご審議いただき、ありがとうございました。後ほど議題5でご報告させていただきます。

ここまですが番号法による改正になります。

続けて、次の行政不服審査法改正に係る改正関係につきましてご説明をさせていただきます。よろしいですか。

○立川会長 どうですか。ここで一度質問を受けますか。

では、続けてください。

○矢島情報公開課長 では、続けさせていただきます。

資料4の逗子市個人情報保護条例関係 条例規則等改正（案）（行政不服審査法改正にかかる改正関係）に基づき、ご説明させていただきます。

「逗子市行政不服審査会条例の制定について」という題名の資料をこの後ろに、縦型なんですけれども、つけさせていただきます。こちらの条例につきましては、平成27年第4回逗子市議会定例会で可決され、制定されました。添付しました資料は、担当課である総務課が作成したものになりますが、行政不服審査法の改正概要とわかりやすく記載されておりますので、添付いたしました。

行政不服審査法につきましては、50年ぶりに抜本的改正がありまして、そのことによりまして、逗子市個人情報保護条例解釈運用基準等の改正が必要となりました。また、私どもが所管しております逗子市情報公開条例解釈運用基準等も同日に改正いたします。

それでは、添付資料に基づいて、行政不服審査法の改正概要を簡単にご説明させていただきます。改正点のご説明に移りたいと思います。後半に添付しました、先ほどの総務課作成の資料、縦2枚のほうをご覧ください。

行政不服審査法の改正概要の欄に、住民が行政のした処分、行政処分に不服がある場合にとれる法的手段としては、次の2つがありますと書かれていますが、1つは裁判所に訴訟を提起する方法、もう1つは行政不服審査法に基づいて、処分庁等に対して不服を申し立てる方法（不服申し立て）がありますが、この不服申立制度について、公正性、利便性の向上といった観点から、行政不

服審査法が制定以来、約50年ぶりに一新されたものです。

改正の主なポイントとしては、1番目は公正性の向上ということで、審理員制度の導入、第三者機関、行政不服審査会ですね、への諮問手続の導入、審理手続における審査請求人の権利の拡充。2番目は、使いやすさの向上ということで、審査請求できる期間を60日から3か月に延長、申し立ての手続を審査請求に一元化、また標準審理期間の設定の努力義務や、計画的な審理までの準備手続の導入などです。

本市におきましては、自己情報の開示請求等に対する行政の決定に不服がある場合には、迅速な救済補償のために、ご存じのとおり、逗子市個人情報保護条例第27条に基づき、保護委員という独自の救済機関が設けられております。こちらの制度は引き続き設置することとなりますが、行政不服審査法の改正に伴って、条例及び解釈運用基準等の改正が必要となったものです。

それでは、条例解釈運用基準の改正が必要な点をご説明させていただきます。横の表に戻ります。

まず、個人情報保護条例ですが、第27条第12項の行政不服審査法の法律番号と、「不服申立て」という文言を「審査請求」に改正します。

次に、規則にあります第5号様式、第6号様式、第7号様式、第7号様式の2、第14号様式、第15号様式、第16号様式、第17号様式、第18号様式、第19号様式に改正の必要があります。別添の第5号様式をご参照いただければと思います。縦型の自己情報の一部開示決定書になります。それぞれ同じところが改正となりますので、第5号様式のみをお示ししております。第5号様式は、ハンドブックの25ページとなりますが、そちらのほうをお開きいただくと、比べていただけるとと思います。

まず、改正しましたところは、「異議申立て」を「審査請求」に、「60日以内」を「3か月以内」に変更するだけでなく、不服がある場合の教示文に改正の必要がありましたので、こちら、裏面にお示ししています第5号様式の裏面になりますが、かなりの行数となってしまいまして、今までの場所に入れますと、ほかの部分がおさまり切らないため、このように改正したいと考えております。

それから、教示文の順番ですが、今までは行政不服審査法に基づく救済、行

政事件訴訟法に基づく処分取消しの訴え、個人情報保護条例に基づく救済の順番でしたが、条例に基づく救済、行政不服審査法に基づく救済、行政事件訴訟法に基づく処分取消しの訴えの順に改正したいと考えております。

また、横の表に戻りまして、解釈運用基準の改正点になります。

まず、第14条関係、ハンドブック103ページの中段にあります「争訟」とは訴訟及び行政不服審査法に基づく不服申立てとありますが、「不服申立て」の部分を「審査請求」に改正します。

それから、第16条関係。こちら、ハンドブック113ページ、3運用（3）のア部分になりますが、こちらも「不服申立て」を「審査請求」に改正し、先ほど様式でご説明しましたが、順番を不服の申出、審査請求、訴訟の提起の順に改正したいと考えております。

それから、22条関係、ハンドブック128ページ、3運用（3）のこの条例に基づく訂正する旨または訂正しない旨の決定はとありますが、第16条関係と同じく「不服申立て」を「審査請求」に改正し、順番を個人情報保護委員に対する不服の申出、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく取り消し訴訟の対象の順に改正したいと考えております。

それから、次に27条第1項関係で、ハンドブック137ページになりますが、こちらにつきましては、個人情報保護委員の規程になります。独任制の救済機関として保護委員を設けることについての第1項関係の解釈となりますが、行政不服審査法の見直しにより、審査請求につきましては、公正性の向上、使いやすさの向上が図られたものの、請求の期間制限があることや、簡易迅速という面からも課題があるということで、引き続き独自救済制度を設けることを示したものです。

それから、次は138ページの11行目の「不服申立て等」を「審査請求等」に改正するものです。

それから、次は139ページ（12）第12項関係「行政不服申立て」を「行政不服審査法に基づく救済制度」にし、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日以内」を「3か月」に、また、140ページ「不服申立て」を「審査請求」に改正するものです。

それから、次の160ページで、第34条関係、運用状況の公表③の運用部分の

「不服申立ての件数」、「不服申立ての処理状況」を、「審査請求の件数」、「審査請求の処理状況」に改正するものです。

次に、172ページの42条関係は、記載のとおり改正案をつくりましたが、こちらのほうにつきましては、「県知事又は市長に対する審査請求」というふうに改正予定だったんですが、こちらのほう、「県知事又は」がちょっと削除になるのではないかと。地方自治法が改正されましたので、こちら、この案で示させていただいたんですが、「県知事又は」が恐らく削除になるということで、こちらのほうは法制担当に確認中ですので、次回にご報告させていただきたいと思っております。

それから、200ページの権利のフローにつきましても、同じく「不服申立て」を「審査請求」に改正するものです。

ざっとご説明させていただいたんですが、要点としましては、「不服申立て」「異議申立て」というふうに表現されたところが「審査請求」に変わることと、「60日以内」となっていたところが「3か月」に変わることと、不服がある場合の教示文の順番を条例による救済、行政不服審査法による救済、3番目を行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の順番に並べかえさせていただきたいということと、あと、保護委員についての解釈のところは27条第1項関係のところが変わりましたというご報告です。

以上が行政不服審査法に基づく条例解釈運用基準等の改正になります。

以上となります。

○立川会長 ご苦労さまでした。

この際、何かご質問があれば。

○海原委員 今おっしゃった県知事を經由、要はペンディングだとおっしゃったんですが。行政不服、42条ですね。処分の内容に不服のある者は県知事または市長に対する審査請求を行うことができると、最後におっしゃったところなんですが、ここのは、すみません、地方自治法は私も法律家の専門家じゃないのでよくわからないんですけども、国と入れるのはまずいんですか。要するに、市長に対して行政処分があったものに対して、市長に審査請求をしても、余り意味がないかなと素人的には思ったんですけども、国かなと思ったんですけども。

○矢島情報公開課長　ここは、自治法の255条の3に基づいて前段の今までは県知事に対する審査請求又は市長に対する異議申し立てをすることができるというふうになっていたんですが、地方自治法の255条の3の第2項、第3項、第4項が削除となりまして、逆にできなくなるのではないかとということで、自治法に基づいてできるとなっていたので、それが今度、削除されてしまったので、市長に対する審査請求のみとなってしまうのではないかとということです。

これ、172ページを見ていただくと、過料……。きょう行政不服審査法の施行に伴う自治法の一部改正の資料をお示ししていないので、わかりづらい部分もあると思うのですが、こちら、42条、過料の処分に対する、今までは県知事に対する審査請求または市長に対する異議申し立てをすることができるという地方自治法であったのですが、そちらの県知事に対する審査請求というのが削除されてるので、できないのではないかとということです。単純に異議申し立てを審査請求に変えるということではないのではないかとということで、法制担当のほうに今、確認中でございます。

○海原委員　わかりました。

○内田情報公開課係長　市町村長がした処分については県知事、今までなんですけれども、市町村長がした処分については県知事に対して異議申し立てができて、県知事がした処分については総務大臣、国に対して異議申し立てをすることができるという条文が今まであったんですが、それがなくなるということです。

○矢島情報公開課長　次回またご確認させていただいて、報告させていただきます。

○立川会長　よろしいですか。

それでは、また引き続きよろしく願いいたします。

続いて、議題の5に移りたいと思います。特定個人情報等の取扱いに関する管理規程等について（報告）を議題といたします。

これも、事務局からご説明、お願いします。

○内田情報公開課係長　議題の5についてご説明させていただきます。

お手元の資料5と6を使用いたします。1枚、2枚程度の薄い資料になります。

まず、資料5のほうについて説明させていただきます。

こちらのほうは前回の審議会でご報告させていただきました特定個人情報等の取扱いに関する管理規程でございます。前回の審議会の際にいただいたご意見を踏まえまして、昨年、庁内で例規審査を経まして、このたび12月28日付ということで制定されましたので、ご報告させていただきます。

簡単に、前回審議会でご提示した部分との、変更部分だけ簡単に説明させていただきますと、第3条のところ、管理体制というところで、当初「特定個人情報等に関する総合的な管理を図るため」というふうに書いてありますが、以前は「特定個人情報全般に関する総括責任者として」という表現だったんですが、文言を整理した結果、この形で整理をさせていただきました。

それから、ページをめくりまして、第4条の教育研修のところですか。ここは前回の会議でご意見いただいたところですか。まず、第1項のところ、一番最初のところなんですが、「保護責任者及び事務取扱担当者に対し」という表現になっております。以前は「特定個人情報等の取扱いに従事する職員に対し」というふうにかなり広くした表現だったんですが、「事務取扱担当者に対し」という表現に変更しております。

それから、国の資料にのっとる形で、第2項を加えております。特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対しての事項も挿入をいたしました。

それから、以前2項だったものを3項にずらしたということで、4条は確定しております。

それから、第6条、7条は見出しをそれぞれ同じタイトル、同じタイトルだったものですから、それぞれ別のタイトルを入れまして、保護責任者における特定個人情報等の取扱い、第6条で、それぞれタイトルに主語が入ったので、中身はシンプルになっております。

第7条は、事務取扱担当者における特定個人情報等の取扱いという整理にさせていただきます。

それから、第7条第9号、(9)のところ、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、ここは「個人番号を含む個人情報」という言い方をしていたんですが、「特定個人情報」というふうに表記の整理をしていただいて

おります。

あと、最後の8条、委託のところ、第3項の一番最後のところで「委託先と同様に」という表現だったんですが、「委託先を通じ」という表記に変えさせていただいております。これは特定個人情報等に関する再委託先については、委託元から見ますと、直接的な監督義務ではなく、間接的な監督義務になるという定義になるために、表現を改めたものです。

以上、こちら確定しましたので、ご報告となります。

続きまして、資料の6番。特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）という、1枚だけのものをご覧ください。

こちらのほう、前回からもご報告をさせていただいている基礎項目評価書の公表・提出状況です。網掛けの部分が前回からとの変更点になります。今回、平成27年12月1日付で障がい福祉課関係の事務が3つ追加されました。18番の自立支援給付、地域生活支援事業に関する事務。それから、19番の重度心身障がい者手当に関する事務。20番の重度障がい者の医療費の助成に関する事務。これが3つ追加されております。

当初の整理の関係で2番が欠番になってしまったので、全部で19の事務が現在、報告・公表しているという状況でございます。

その他、あとは5番、6番の市民税、軽自動車税のところは、年明けになりまして連携するシステム名の追加等の細かな修正があり、変更しております。

あと、17番と19番、20番の事務につきましては、平成28年1月20日付の最新の提出・公表となっておりますが、これは評価書内で情報照会の根拠という記入欄がありまして、そこに、例えば逗子市で独自に特定個人情報を利用する際の条例などが「(案)」という形で載せていたものです。これが確定したので、「(案)」をとるという、軽易な変更によるものです。

それから、早速なんですけど、1番、住民基本台帳に関する事務が早いもので公表からもう1年がたとうとしております。一応、国のガイドラインでは5年に1度は必ず評価をもう一度し直すことになっておりまして、それに加えて1年に1回は内容を見直ささいということになっております。

早速、所管課に照会したところ、内容に変更はなかったため、その確認作業は終わっております。見た目は変わっておりませんが、確認をしたところでは

簡単ですが、以上になります。

○立川会長 ありがとうございます。

何かご質問はありますか。

いろいろ難しいこと、大変だったと思いますが。

それでは、この報告はよろしいですか。

では、次に議題6、その他について、事務局、何かありますか。

○矢島情報公開課長 3点ほどございます。

1点目は、池子の森自然公園防犯カメラ設置要領につきまして、資料7になりますが、ご報告させていただきます。

防犯カメラの管理運用事務に関しましては、昨年度ご審議いただき、要綱等、それらの施設等に設置する防犯カメラの管理運用に係る要領については、既にご報告させていただいておりますが、今回、新しく池子の森自然公園防犯カメラ設置要領が策定されましたので、ご報告させていただきます。

生活安全課、管財課、文化スポーツ課、市民協働課、児童青少年課、図書館に続いて7件目になります。

それから2点目は、個人情報事務登録簿についてですが、先ほど議題で個人情報保護条例施行規則の第1号様式、個人情報事務登録簿を改正し、そちらの基本的事項欄に個人番号が追加となりました件をご報告させていただきましたが、その件につきまして、個人番号利用事務を担当する課に昨年末に照会をかけたしまして、回答がありました。私どものほうで、現在、確認の作業をしておりますので、3月の会議の際にはご報告をさせていただく予定でおりますので、よろしく願いいたします。

それから3点目になりますが、次回の日程になりますが、前段の予定では、3月3日の木曜日を予定しておりましたが、こちらのほうも大変申しわけないんですが、議会の日程と重なる可能性が高いため、3月の中旬以降で調整をお願いできたらと思ひまして、ご連絡です。今、会議室が押さえられそうなのは、3月18日の午後と3月25日の午前・午後、3月30日の午後というふうになっておりますが、委員の方々のご都合はいかがでしょう。

(日程調整)

○内田情報公開課係長 では、3月25日金曜日、午前10時からということで、よ

ろしいでしょうか。会場は第7会議室、この隣になります。

また改めてご連絡させていただきたいと思います。

○立川会長　そうですね。

では、本日の会議は閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

午後　3時50分閉会